

2026 年度 東北公益文科大学

＜公益学部＞編入学選抜試験問題

小 論 文

受 験 番 号								氏 名	
------------------	--	--	--	--	--	--	--	------------	--

受験上の注意

- ① 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いたり裏返したりしてはいけません。
- ② 机の上に置いてよいものは、受験票、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆キャップ、鉛筆削り）、眼鏡、ハンカチ、薬、ティシュペーパー（袋または箱から中身だけ取り出したもの）、時計のみです。なお、時計は計時機能だけのものに限りです。
- ③ 携帯電話およびスマートフォン等の電源は必ず切ってください。
- ④ 小論文の問題は見開き 1 ページです。
- ⑤ 解答用紙は 1 枚です。
- ⑥ 受験番号と氏名は、問題冊子および解答用紙のそれぞれ所定の欄に必ず記入してください。
- ⑦ 問題の解答時間は 70 分です。
- ⑧ 解答は別紙の横書きの解答用紙に 600 字以内でまとめてください。
- ⑨ 問題冊子の余白は下書きに用いてもかまいません。
- ⑩ 解答用紙の余白および裏面には何も書いてはいけません。
- ⑪ 問題に疑問のある場合は黙って手を挙げてください。ただし、問題の内容に関する質問については受け付けない場合があります。
- ⑫ 試験中に気分が悪くなった時やトイレに行きたくなった時は、手を挙げて係員の指示に従ってください。
- ⑬ 印刷に不鮮明な箇所がある場合は、黙って手を挙げてください。
- ⑭ 解答用紙は汚れても新しいものとは交換しません。そのまま提出してください。
- ⑮ 解答終了の合図で、筆記用具を置いてください。
- ⑯ 係員が答案用紙の回収を終えるまで、席を立たないでください。
- ⑰ 問題冊子は試験終了後持ち帰ってください。

次の文章を読み、あとの間に答えなさい。

一般に、為替レートの円安傾向が続けば、訪日外国人が増加すると推測される。訪日外国人が増加すれば、泊まる側の需要が増加することから、宿泊施設の部屋数不足も懸念されることだろう。

日本では、2017年6月に住宅宿泊事業法が公布され、翌年から施行されている。同法第1条には、「国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする」と述べられている。訪日外国人に限らず国内からの旅行者も対象にしている。

また、第2条第3項では、住宅宿泊事業に関して、旅館業法が規定する営業者以外の者が「宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が1年間で180日を超えないものをいう」と規定している。

住宅宿泊事業とは、一般住宅を旅行者に貸し出す事業のことであり、「民泊」と呼ばれている。人口減少が深刻な地方都市において、「空き家問題」の解消にも繋がるのではないかと期待されている。

観光庁の「民泊制度ポータルサイト」から、2025年11月14日時点の「住宅宿泊事業の届出状況」を確認すると、都道府県全体の届出件数 57,512 件に対し、事業廃止件数 20,661 件を減じた届出住宅件数は 36,851 件である。届出住宅件数の少ない県は、鳥取県 30 件、石川県及び山形県の 49 件、福井県の 51 件と続く。一方、多い県は福岡県 1,476 件、北海道 1,230 件、沖縄県 1,102 件、千葉県 1,065 件と続く。

経済学的な見方からすると、民泊サービスは、泊まる側（需要）と泊める側（供給）のニーズの調整に基づく市場経済を通じた事業といえる。円安傾向が続き、訪日外国人観光客が増加するなかで、従来の宿泊施設であるホテルや旅館などに代わる新たな選択肢としても期待される。

だが、良いこと尽くしではないようである。市場を介さず他者に悪影響を及ぼす外部不経済と呼ばれる問題をもたらしている。泊まる側と泊める側の両者は市場を介した関係にあるのに対して、市場を介した関係にない近隣地域住民に悪影響を及ぼす問題が起きている。

地方公共団体によってもその対応が異なるようである。民泊サービスのもたらす経済効果を優先させることにより、民泊サービスを積極的に推進している地方公共団体もある。その一方で、民泊サービスに対して規制を強化している地方公共団体もある。あなたが住む地域の地方公共団体は、どのような方針を取っているのだろうか。

※ 条文中の漢数字はアラビア数字に改めている。

出所：

観光庁「民泊制度ポータルサイト」

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/index.html>（2025年11月29日参照）

観光庁「住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況一覧（令和7年11月14日時点）」

https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/host/construction_situation.html（2025年11月29日参照）

デジタル庁「住宅宿泊事業法」（e-Gov 法令検索）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/429AC0000000065/>（2025年11月29日参照）

問 上記の文章を踏まえ、民泊サービスのメリット及びデメリットを比較し、民泊サービスを推進することに賛成かそれとも反対か、あなたの意見を 600 字以内で述べなさい。